

袋財契第33号
令和6年9月4日

関係各位

袋井市財政部財政課長

疑義申し立ての対応結果について

令和6年8月29日に実施した建設工事入札において、入札参加者から疑義申し立てがありました。

詳細な内容及び今後の対応については、別紙「疑義申し立てについて」をご覧ください。

記

- 1 工事名 令和6年度 市道方丈鷺巣線舗装改築工事
- 2 開札日 令和6年8月29日
- 3 対応結果 適正な入札ではないと判断し、入札執行を中止いたします。

別紙

疑義申し立てについて

1 入札番号 第 113 号

2 工事名 令和 6 年度 市道方丈鷲巣線舗装改築工事

3 疑義の内容

題名	アスファルト舗装工における路上路盤再生工の固化材単価について
アスファルト舗装工における路上路盤再生工の固化材単価について、高炉セメント袋物と記載されているため、単価は 34,200 円/t ではなく、27,600 円/t になるのではないかと。	

題名	区画線設置工の単価について
6～13 号表の区画線設置工の標準単価は6月の単価で、材料単価のみ7月号の単価となっていないかと。	

4 回答

1	アスファルト舗装工における路上路盤再生工の固化材単価について 路上路盤再生工について、使用する固化材の記載がなく設計条件が不明確であり、適切な積算でないかと判断します。
2	区画線設置工の単価について 区画線設置工の単価について、標準単価・材料単価ともに 7 月単価を使用していますが、積算システム内の 4 週 8 休の補正率に誤りがありました。

5 今後の取り扱い

確認の結果、路上路盤再生工について、使用する固化材の記載がなく設計条件が不明確であり、適正な積算でないかと判断し入札を中止いたします。
